

女性宮家創設と旧宮家の皇籍復帰を セットで皇室典範改正を！

元衆議院議員 大前 繁雄

残されたもう一つの課題

天皇陛下の退位を実現する特例法案、いわゆる退位特例法案が、衆参両院を通過し成立した。これにより今上陛下が昨年8月8日のビデオメッセージでお訴えになられた「高齢譲位」の趣旨は、一応充たされることになるが、問題は陛下が強いご懸念を示されているもう一つの課題「皇位の安定的継承」である。

今回成立した法案の付帯決議で、「安定的な皇位継承を確保するための諸課題、女性宮家などについて先延ばしできない重要な課題の検討を政府に求める」と明記されたが、安倍首相はじめ政府官邸のこの問題に対する消極的姿勢が随処で垣間見られると感じるのは、私一人ではあるまい。

女性宮家創設が将来の女系天皇容認につながるという警戒感から、この問題を議論したくないという安倍首相等保守派の心理は理解できないではないが、そういった姿勢は結果的に「男系男子の伝統を守る」という自分達の主張の実現にフタをしてしまう、ということも忘れてはならない。なぜなら保守派の「男系男子継承のために旧宮家の皇族復帰を」という主張も、早急に皇室典範を改正しなければ絶対に実現しないからである。

戦後、GHQにより臣籍降下を強制された旧11宮家も、70年経って今や、悠仁さま世代以降の男系男子が居られるファミリーは2、3家しかないといわれている。近年、女性皇族の減少ばかりが取り上げられるが、旧宮家の男系男子の減少も深刻であり、待ったなしの状況なのである。

私がかねてよりこの問題について、ずっと警鐘を鳴らし続けてきたところであるが、このたびの退位特例法案の成立を機にもう一度これ

までの経緯を明らかにし、以下、表題の形での解決法を安倍首相に提言したいと思う。

なぜ皇室典範改正が難しいのか

平成 18 年小泉内閣当時、この皇位の安定的継承という課題を解決するために、首相の諮問機関として有識者会議が設置され、女性、女系天皇の容認という立場から報告書が答申された。それを受けて自民党でもこの問題を議論するため、党の内閣部会で「皇室典範に関する有識者会議報告書勉強会」が計九回開催された。

当時、2 期目の自民党衆議院議員だった私もすべての会合に出席し積極的に発言したのであるが、男系派、女系（容認）派入り乱れて連日、激しい議論が展開されたのを記憶している。結局この時は、秋篠宮妃紀子さまのご懐妊という慶事があり、議論が急速に沈静化してしまったのは周知の通りである。

ただこの勉強会を閉じるに当って、平成 18 年 6 月、「皇位継承制度の在り方に関する議論の中間的な整理」という文書をまとめることになった。男系派の代表として下村博文議員、女系容認派の代表として私大前繁雄が文案の調整、相違点・一致点の確認に当り、最後に署名した。今、その文書を改めて読み返してみると、両派ことごとく意見の対立する中で、唯一、一致した点がある。それは、「今後、安定的な皇位継承を維持していくためには、皇位の継承や皇族の範囲に関する制度の早急な見直しが必要である」という 1 項であった。即ち、皇室典範の改正を急がねばならない、ということである。

しかるにそれ以後、自民党内で典範改正に向けた動きが一切見られなかったのは、まことに残念なことであった。昨年 8 月 8 日の陛下の「お言葉」を受けて、やっと政府も重い腰を上げたのであるが、なぜこの問題に対する安倍首相や保守派（男系派）の人達の姿勢は消極的なのであろうか。その理由は一にかかって、保守派の主張する「旧宮家の皇族復帰」が現下の国民に受け入れられる可能性がほとんど無い、という点にある。これまで新聞、テレビ、政府機関などの世論調査

で、旧宮家の皇族復帰に賛成する国民はせいぜい 20%程度で、この数字は当分の間、変化はないと推測されるからである。

女性宮家の創設は旧宮家復帰のチャンス

逆説的に聞こえるかも知れないが、私は旧宮家の復帰による男系維持を主張される方にとって、今回の法案の付帯決議に「女性宮家の創設等」という文言が明記されたのは、千載一遇のチャンスではないかと考えている。

というのは、女性宮家の創設というのは、男系派の方がよくいわれる男系継承に「万策尽きた」時のセフティネットの準備策であると同時に、皇族減少対策の一つであるという側面も有しているからである。であるならば同時に、旧宮家の復帰ということも皇族減少対策の一つという形でセットで提案すれば、国民や野党の支持も得られやすいのではないか、というのが私の考えである。

現在安倍首相は憲法改正に政治生命をかけておられるようであるが、憲法改正は衆参両院で3分の2以上の賛成を得て発議を行った上、さらに国民投票で50%以上の支持を得なければならない。これは「一強内閣」といわれる安倍内閣でも、至難のワザである。

しかし皇室典範の改正は、国会の衆参両院で過半数を得るだけで実現できるのである。現在の両院与野党の議員構成から考えて、安倍首相にとってそれほど困難なテーマではないであろう。

一刻も早い典範改正法案の上程を

最初にも述べた通り、戦後70年の年月を経て11あった旧宮家も、廃絶や男系の断絶で、悠仁さま世代以降の男系男子は2、3家数名しか居られないといわれている。それらの中でも皇族にふさわしく、且つ復帰に賛成して頂ける御方は、極めて限られるということはいうまでもない。

今回の退位特例法では、この問題の検討は3年以内とされる法施行後取り組むことになっているが、そんな悠長なことをいっておられる場

合ではないというのは誰の目にも明らかである。

安倍首相は、法案が成立した只今から直ちに、「女性宮家創設と旧宮家の皇籍復帰」を主旨とする皇室典範改正法案の作成に取りかかるべきと考えるが、如何であろうか。

(平成 29 年 7 月新聞「アイデンティティ」第 87 号掲載)